



## 第5編 実現化方策編

---

- 1 実現化方策の基本的考え方
- 2 協働のまちづくりに向けた取組
- 3 都市計画マスタープランの運用・見直し
- 4 都市計画マスタープランの進行管理

## 1 実現化方策の基本的考え方

本計画に位置づけた施策・事業を着実に推進していくためには、本計画を適正に運用し、着実な進行管理を進めていくことが重要です。

さらに、計画策定後の取組として「短期、中長期の整備プログラム」を参考として示します。

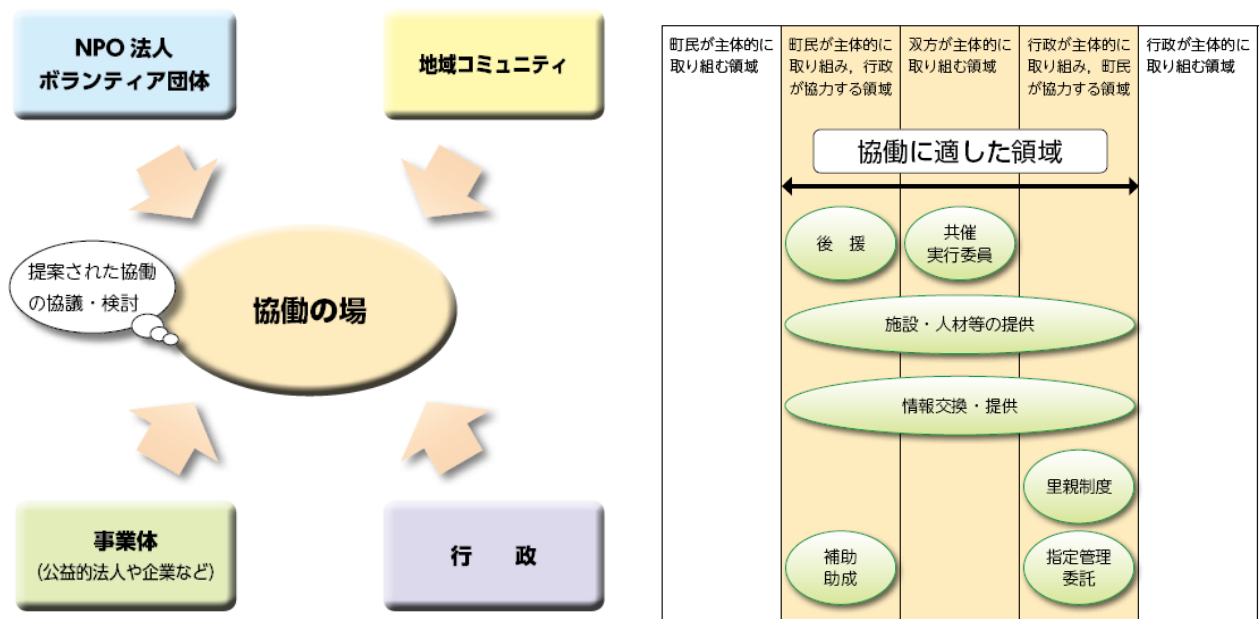
## 2 協働のまちづくりに向けた取組

これまで進めてきた協働の取組の深化を図るため、町民・事業者等の連携のさらなる強化に努め、お互いを思いやり、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、まちづくりに関する地域の現状や行政施策の情報などを積極的に町民等に提供するとともに、町民と事業者等、行政の情報交換、意見交換の場の拡充に努めます。

また、「阿見町協働の指針（平成 25 年 3 月）」の考え方に基づき、協働に関する意識の醸成を図るとともに、協働のまちづくりに向けた体制づくりや町民が町政に参加・参画できる機会の拡充に努めます。

### (1) 協働の推進の考え方



出典：阿見町の協働の指針より

## (2)都市計画マスタープランにおける協働の考え方

都市計画分野における協働のまちづくりについては、都市施設を中心に進められています。具体的には公園をつくる際に、設計段階から住民参加を目的としたワークショップを実施するとともに、整備後については管理を担う里親制度を積極的に進めています。また、ガーデンシティ湖南では、建築協定により、良好な街並みの維持が図られています。

今後は、「阿見町協働の指針」などを踏まえながら、多様な主体による住民参加を展開していく必要があります。地域別まちづくり方針の「地域によるまちづくり活動の促進（連携の取組）」に具体的な連携の方針が示されており、実施可能な取組から、着実に実施・継続していくものとします。

また、「阿見町協働の指針」に示されている「協働事業・政策提案制度」を活用したまちづくり活動での協働を目指し、地域コミュニティやボランティア団体等の政策提案に対してアドバイスや資料提供などの支援を進めます。

## (3)協働のまちづくりに向けた役割

協働のまちづくりにあたっては、住民や事業者と行政が一体となり、連携・協力していくことが不可欠であり、また、それぞれの役割を、それぞれが責任を持って実行していく必要があります。

主 体	役 割
住民の役割	安心、快適に暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指すために、住民がまちづくりに参画することが重要です。そのため、まちづくりを担う主体としての自覚を持ち、様々な立場で町民間の相互理解と協働に努め、主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。
事業者の役割	事業者も地域コミュニティの一員であることから、町内で経済活動を行う上で、責任ある行動を果たしていくことが求められます。そのため、操業環境の維持・発展や雇用創出に努めるとともに、事業所の周辺環境に対し、積極的な社会貢献やまちづくりに対する協力が求められます。
行政の役割	住民とともに作りあげる協働のまちづくりを目指し、本計画に基づく総合的・計画的な事業の推進や調整を図っていく責務があります。町民主体のまちづくり活動を支援するため、情報の提供や活動のネットワーク化を積極的に行うとともに、活動への積極的な支援・援助を行います。また、必要に応じ、国・県・周辺自治体や関係機関への要望や調整・連携を図り、円滑かつ効率的に計画を推進します。 まちづくりの推進にあたっては、それぞれの事業や取組ごとに、住民や事業者などの参画やまちづくりの提案・協力などを得て、合意形成を図る体制を確立します。

### 3 都市計画マスタープランの運用・見直し

---

#### (1) 関係各課との横断的な取組の推進

本計画に位置づけられる施策・事業は、複数の関係部局にまたがっており、計画を総合的に推進していくためには、全体的な土地利用や市街地整備のスケジュールを前提に、関係部局が横断的に連携して施策に取り組んでいくことが重要です。また、環境・福祉・教育など広く関連する部局との連携も必要であることから、関係部局間の総合連携、情報共有を図っていきます。

#### (2) 制度の効果的な活用

本町のまちづくりを迅速に推進するための法制度の効果的な活用として、「都市計画法」をはじめ、「都市再生法」、「都市再生特別措置法」や国・県が示す計画、ガイドラインなどに対応し、本町のまちづくりに適した制度・手法、補助事業などを適切に選択して整備を推進していきます。

#### (3) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、20年後（令和17年）の将来を展望した長期計画であるため、県の都市計画区域マスタープランや町総合計画などの上位計画との整合や、社会・経済状況などからまちづくりの進捗等に乖離が生じた場合にも適宜見直しを図ることとします。

#### (4) 立地適正化計画の活用

本町では、都市機能や居住機能の誘導、コンパクトなまちづくりの推進を目指す「阿見町立地適正化計画」を令和3年3月に策定しました。

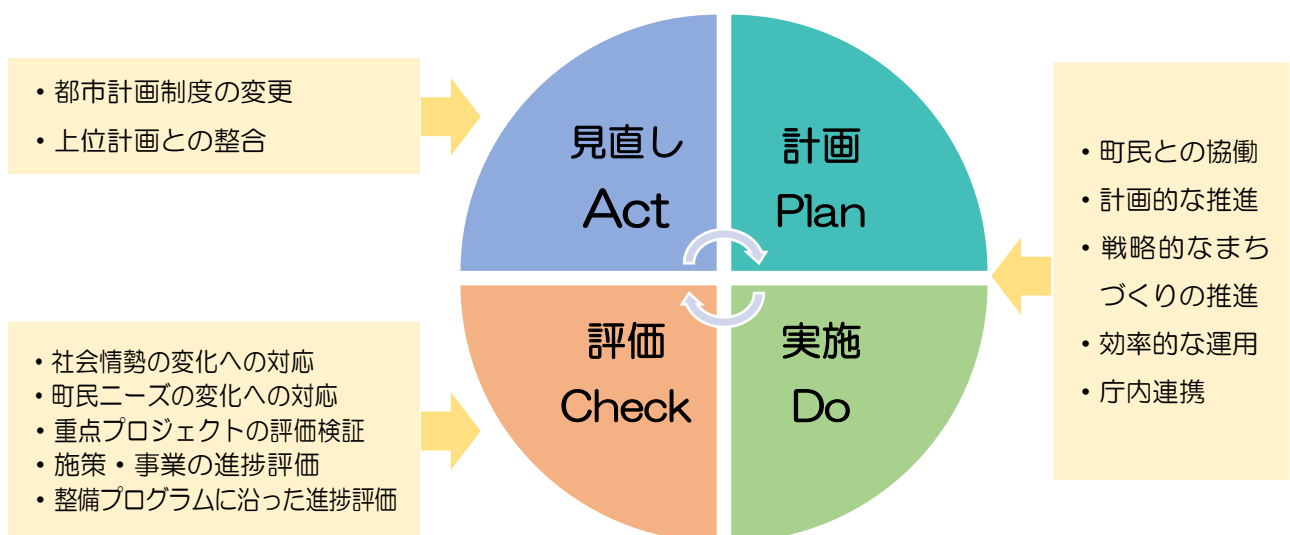
「阿見町立地適正化計画」は、都市計画マスタープランにおける理念や目標を共有し、将来都市構造等を実現化する具体的な計画としての性格を有していることから、「阿見町都市計画マスタープラン」の実現に向けた具体化方策として活用を図っていきます。

## 4 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランでは、具体的に位置づけた事業について着実に実施していくことが求められます。しかし、おおむね 20 年後を見据えた都市計画の基本方針を示す長期的な計画であるため、令和 17 年の目標年次までの間に、上位計画の改訂や社会情勢の変化等、都市を取り巻く環境に変化が生じると考えられます。

このような変化に柔軟に対応できるよう、計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクル<sup>\*19</sup>を重視し、重点プロジェクトの進捗状況の評価・検証を行うとともに、町民参加・参画により町民意向を把握しながら、社会情勢に応じた持続可能なまちとなるよう計画づくりを目指します。

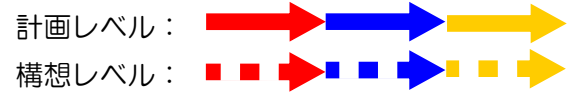
近年の社会情勢は、短期間に大きく変化していることから、計画の見直しが生じた段階で施策や事業に対する評価指標等を設定し、施策の達成度や効果を把握するシステムの構築を検討します。



























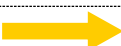


\* 19：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つである。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいう。

参考1)整備プログラム

都市計画マスタープランの全体構想に示す部門別方針について、土地利用、市街地開発事業等、集落のまちづくり、都市施設整備、景観形成、防災などそれぞれの分野ごとに実施する主な取組の短・中長期のプログラムは以下に示す通りです。



区分	概要	短期	中期	長期
		(おおむね5年)	(おおむね10年)	(おおむね20年)
<b>■自然との調和、快適で暮らしやすい住環境、持続可能なまちを目指した土地利用の推進・市街地整備</b>	・荒川本郷地区の基盤整備の推進と民間開発等の誘導による計画的なまちづくりの推進			
	・阿見吉原地区における複合的なまちづくりの推進			
	・牛久阿見インターチェンジ周辺区域への産業拠点の形成			
	・上本郷中根区域の将来市街地の検討			
	・南平台市街地の市街化区域編入の検討			
<b>■活力を維持するための集落地のまちづくり</b>	・集落拠点を中心とした集落連携ゾーンの形成			
	・小さな拠点形成の検討			
<b>■都市施設の整備</b> ・都市計画道路の整備 ・公共交通の充実	・現況に即した都市計画道路の見直し			
	・都市計画決定済みの都市計画道路の整備促進			
	・都市計画道路構想路線の整備検討			
	・デマンドタクシー「あみまるくん」の運行効率化			
<b>■都市施設の整備</b> ・下水道の整備 ・河川の整備	・公共下水道の整備（事業計画区域 1,478.6ha）			
	・雨水排水処理の推進、水質浄化・きれいな霞ヶ浦の創出			
<b>■都市施設の整備</b> ・公園・緑地の整備	・公園の密度が低い既存の市街地における公園の整備推進			
	・荒川本郷地区における都市公園の整備推進			
<b>■防災の視点にたったまちづくりの推進</b>	・震災・風水害対策に沿った都市基盤の整備（緊急輸送道路の優先的整備・河川の治水整備等）			
<b>■質の高い街並みの形成を目指した景観形成</b>	・市街地景観の形成（良好な街並み創出のための生垣の助成や町民の森の維持・管理）			
	・沿道景観の形成（景観形成道路における良好な景観誘導）			
<b>■横断的なまちづくりの推進</b>	・環境共生型まちづくりを目指した、低炭素まちづくりの推進			
	・公共施設の総合的かつ計画的な管理と連携したまちづくりの推進			
	・空家対策の推進			

※「計画レベル」は、都市の将来像の実現に向けて計画的に推進している取組

「構想レベル」は、都市の将来像の実現に向けて検討段階の取組